

被爆体験伝承者養成事業に関する質問と回答

番号	質問	回答
1	伝承者の養成はどのように進めるのか。	研修期間は約2年間で、被爆の実相や話法技術等の講義、伝授ミーティングと並行して講話原稿の作成、修学旅行生等への講話を想定した講話実習などを行い、研修修了後は、広島平和記念資料館や学校などで講話をしていただくこととなります。
2	現在活動中の伝承者の人数と年齢層を教えてください。	令和8年4月1日現在、264名の被爆体験伝承者にご活動いただいています。平均年齢は64.9歳であり、22歳から88歳の方まで、幅広い年代の方にご活動いただいています。
3	伝承者として活動することになれば、活動頻度はどの程度か。謝礼は出るのか。	<p>伝承者の方には、大きく分けると、①平和記念資料館の来館者向けにお話しいただく「定時講話」、②広島市内の学校等に出向きお話しいただく「市内派遣」、③広島市外の学校等に出向きお話しいただく「市外派遣」の3つの区分でご活動いただいています。</p> <p>令和7年度の講話回数は、①定時講話が1,243回、②市内派遣が571回、③市外派遣が678回であり、合計で年間2,492回となっています。伝承者ごとに実際の活動頻度は異なりますが、伝承者1人当たりの講話回数は、年間平均で約10.4回となっています。</p> <p>伝承講話1回につき、交通費を含む額として、4,100円（資料館内の会場など平和記念公園内で行っていただいた場合は2,100円。）の謝礼をお支払いしています。</p>
4	被爆体験伝承者は誰の被爆体験を伝承するのか。	<p>広島平和記念資料館の被爆体験証言者のうち、被爆体験伝承者養成事業に協力していただく方の被爆体験を伝承していただきます。令和8年度は6名の方に協力していただく予定です。</p> <p>7月の講義で、それぞれの証言者の講話を聞いていただいた上で、どの証言者の被爆体験を伝承されたいかの希望をお伺いします。証言者が承諾されれば、伝承いただくことが可能ですが、証言者の体調面などを考慮して、証言者グループごとに定員を設定させていただく場合があります。ご希望の証言者の被爆体験を伝承いただくことができない場合もありますので、ご了承ください。</p>

被爆体験伝承者養成事業に関する質問と回答

番号	質問	回答
5	複数人の証言者の伝承者となることは可能か。	複数人の証言者の伝承者としてご活動いただくことも可能ですが、伝授ミーティングへの参加や講話原稿の作成などを同時に行う場合、研修受講の負担が非常に大きいので、まずはお一人の証言者からの伝授を受けられることをお勧めします。
6	伝授ミーティングはいつ実施するのか。	9月中旬～下旬頃に実施する予定の初回の伝授ミーティングでは、本市職員から研修の進め方等についての説明を行うため、平日に実施します。 2回目以降の伝授ミーティングについては、開催頻度や曜日・時間帯等について、証言者や研修生の皆さんの話し合いにより決めていただきます（土日や祝日の実施も可能です。）。
7	原稿を作成する上で気を付けることは何か。	講話時間は60分（講話45分＋質疑応答15分）で、広島市内の地理や原子爆弾、歴史などに関してあまり詳しくない小学6年生でも理解できるように作成していただきます。文字数としては、話し方によって個人差がありますが、45分で9,000字～10,000字程度です。
8	講話の内容の正確性については、どのように担保するのか。	証言者から聞き取った内容を踏まえて講話原稿を作成していただき、被爆体験等については証言者が、被爆の実相については本市職員が確認し、正確性を担保することとしています。 なお、講話実習についても本市職員による確認に加え、証言者に確認していただくこととしています。
9	原稿が完成した後、講話実習は何回程度行うのか。	講話実習は原則3回実施することとし、3回目の講話実習において、伝承者として活動いただけるかどうかを判断します。 3回目の講話実習の際には本市職員から、聴講者を想定した被爆の実相や証言者の体験に関する質問を行いますが、その回答内容も踏まえて、最終的な合否を判断することとしてします。
10	3回目の講話実習で不合格となることはあるのか。	聴講者に気を配ることなく、原稿をただ読んでいる、質問に全く回答できないなど、伝承者として委嘱することが難しいと判断される場合は、再度講話実習を受けていただくこともあります。

被爆体験伝承者養成事業に関する質問と回答

番号	質問	回答
11	英語で講話を行いたいが、可能か。	海外からの訪問者に対応するため、英語などの外国語が堪能な方に、伝承講話を外国語で行っていただくことは、大変ありがたいことと考えています。外国語による伝承講話を行う場合は、まず日本語での研修を修了していただき、その後、ご自身で講話原稿を翻訳していただきます。その内容の確認については、本市職員がサポートします。
12	研修中に証言者の方が何らかの理由で事業に協力できなくなった場合はどのように対応するのか。	証言者が何らかの理由により研修協力が困難となった場合、研修生が証言者との間において、対話を行った上で作成した講話原稿を、当課が被爆者証言ビデオ等の資料等によって、証言者から「直接伝承を受けた」ものであると認めることができる場合には、研修を継続できることとしています。
13	県外居住者でも研修を受けられるのか。	県外に居住されている方でも、研修に概ね参加可能で、かつ、概ね5年以上伝承講話を行うことが可能である方であれば、研修を受けていただくことができます。なお、研修に参加いただくための交通費については自己負担であることをご了承ください。（項番14もご参照ください。）
14	研修にオンラインで参加することはできるか。	<p>7月に開催する講義については、講義の様子を撮影した動画を、後日オンラインで視聴いただくことが可能です。ご都合により当日ご出席いただけない方の学習や、受講済みの方の復習にぜひご活用ください。</p> <p>10月の「話法技術の習得」は、分かりやすく伝えるためのポイントを実践形式で学習いただく講義となっております。対面でご参加いただきます。</p> <p>毎月の伝授ミーティングでは、証言者の被爆体験や思いを単に言葉として理解するだけでなく、その言葉が生まれた背景や意味合いまで含めて十分に理解いただいた上で、伝承講話を行っていただきたいと思います。対面で実施することで、証言者の話の間や表情、沈黙、場の空気などから、証言者が何を大切にしてきたのかをより深く感じ取ることができますが、こうした点はオンラインでは十分に伝わりにくいため、原則対面で参加いただくこととしています。</p> <p>また、原稿完成後の講話実習（計3回）は、実際の講話を想定して行いますが、講話者である研修生の表情・視線・姿勢・間の取り方など、言葉以外の情報についても、本市職員や他の研修生が確認させていただくこととしており、対面により実施しています。</p>